

令和5年6月30日

教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会

報告事項 (2件)

- (1) 草津市公立幼稚園運営等協議会設置要綱の一部改正について
- (2) 専決処分について

草津市公私立幼稚園運営等協議会設置要綱の一部を改正する要綱
草津市公私立幼稚園運営等協議会設置要綱（平成21年草津市教育委員会告示
第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号および第3号を次のように改める。

- (2) 子ども未来部長
- (3) 子ども未来部副部長（総括）

第6条中「教育委員会事務局学校教育課」を「子ども未来部幼児課」に改める。

付 則

この要綱は、令和5年6月22日から施行する。

草津市公私立幼稚園運営等協議会設置要綱（平成21年教育委員会告示第10号） 新旧対照表

改正後	現行
<p>第1条～第2条（略） （構成）</p> <p>第3条 協議会の委員は、次の者をもって構成する。 （1）（略） （2）<u>子ども未来部長</u> （3）<u>子ども未来部副部長（総括）</u></p> <p>第4条～第5条（略） （庶務）</p> <p>第6条 協議会の庶務は、<u>子ども未来部幼児課</u>において処理する。</p> <p>第7条（略） <u>付 則</u> <u>この要綱は、令和5年6月22日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第2条（略） （構成）</p> <p>第3条 協議会の委員は、次の者をもって構成する。 （1）（略） （2）<u>教育部長</u> （3）<u>教育部副部長（学校教育担当）</u></p> <p>第4条～第5条（略） （庶務）</p> <p>第6条 協議会の庶務は、<u>教育委員会事務局学校教育課</u>において処理する。</p> <p>第7条（略）</p>

指專第 3 号

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項および地方自治法第 180 条議会の委任による専決処分事項の指定について（昭和 62 年 3 月 25 日議決）第 4 号の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 6 月 12 日

草津市長 橋 川 涉

損害賠償の額を定めることについて

令和5年4月21日午前9時30分頃、草津市平井三丁目8番1号笠縫東小学校において、同校の管理補助業務員が草刈り業務中、使用する草刈り機の刃が小石に当たり、飛散した小石が駐車場に駐車していた[REDACTED]の自動車のバックドアガラスに当たり破損した事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

記

1 損害賠償の額

328,372円

2 損害賠償の相手方

[REDACTED]

[REDACTED]